

地域医療支援センター運営事業

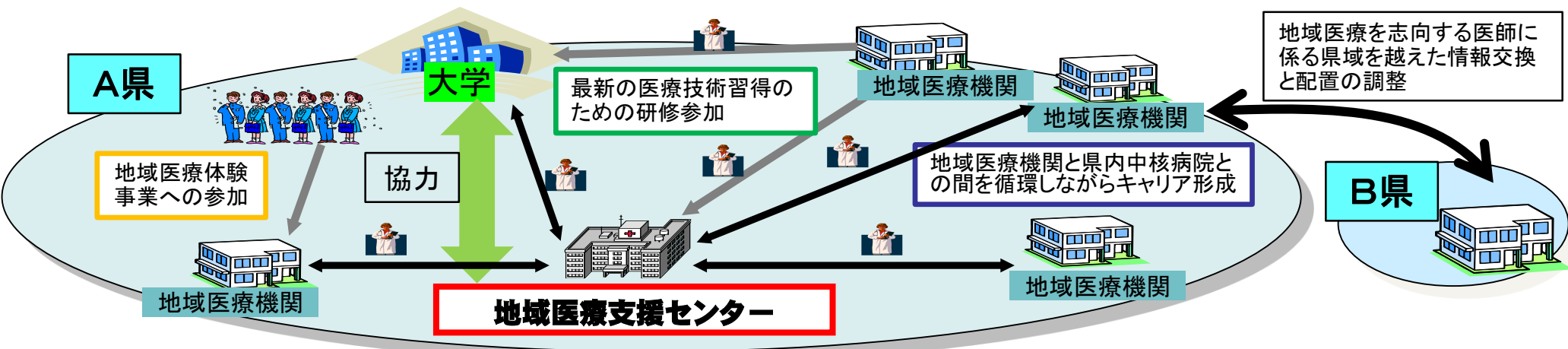
平成26年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用して実施

医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

➤ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安等

地域医療支援センターの目的と体制

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。
 - ・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



地域医療対策協議会

- 構成員
都道府県、大学、医師会、主要医療機関、民間医療機関等
- 協議事項
 - ・ キャリア形成プログラムの内容
 - ・ 医師の派遣調整
 - ・ 派遣医師のキャリア支援策
 - ・ 派遣医師の負担軽減策
 - ・ 大学の地域枠・地元出身枠設定
 - ・ 臨床研修病院の指定
 - ・ 臨床研修医の定員設定
 - ・ 専門研修の研修施設・定員等

都道府県が実施する医師派遣等の対策は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づいて行う

地域医療支援センター（医師確保対策の事務の実施拠点）

- ・ 都道府県内の医師確保状況の調査分析
- ・ 医療機関や医師に対する相談援助
- ・ 医師派遣事務
- ・ キャリア形成プログラムの策定
- ・ 派遣医師のキャリア支援・負担軽減 等

➤ 平成28年4月までに、すべての都道府県に地域医療支援センターが設置されている。
(設置場所：都道府県庁(17都道府県)、大学病院(5県)、都道府県庁及び大学病院(15県)、その他(10府県)(平成30年7月時点))